

一宮町教育委員会訓令で定める申請書等における押印の廃止に関する訓令を次のように定める。

令和6年2月13日

一宮町教育委員会教育長

竹之内 達生



一宮町教育委員会訓令第1号

一宮町教育委員会訓令で定める申請書等における押印の廃止に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、行政手続きの簡素化を推進することにより、町民等の負担軽減及び利便性の向上を図るため、一宮町教育委員会訓令で定める申請書、申込書、届出書その他の書類（以下「申請書等」という。）への押印の廃止に関し必要な事項を定めるものとする。

(押印の廃止)

第2条 一宮町教育委員会訓令で定める申請書等については、押印を廃止するものとする。

(適用除外)

第3条 次に掲げる場合については、前条の規定は適用しない。

- (1) 国又は地方公共団体の定めるところにより押印が義務付けられている場合
- (2) 契約又は請求事務に関する書類を本町に提出する場合
- (3) 印影の照合が必要となる場合
- (4) 教育委員会が特に必要と認めた場合

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際現に一宮町教育委員会訓令の様式の規定に基づき作成されている用紙は、この訓令の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。